



東北運輸局宮城運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：宮城県政記者会》

令和元年10月29日
国土交通省 東北運輸局 宮城運輸支局

塩竈市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和元年5月28日に東北運輸局宮城運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社 中央交通 代表取締役 菅原 周二
(法人番号：3370602001273)
塩竈市南町7番30号

営業所：本社営業所
塩竈市南町6番地1号

2. 行政処分等年月日 令和元年10月10日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和元年10月29日から令和2年1月26日まで(2両×90日)

(2) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 運賃料金変更事前届出違反

(道路運送法第9条の2第1項)

(2) 事業計画の変更認可違反

(道路運送法第15条第1項)

(3) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 運送引受書の交付義務違反 (未交付)

(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

② 運行指示書の作成等義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)

③ 乗務員台帳の作成、備付け義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

④ 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 宮城運輸支局 輸送・監査部門
担当：矢野

TEL：022-235-2517